

30 答申第2号
平成30年7月31日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武藤 知之

答 申 書

平成30年6月29日付け30支援1第433号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

医療扶助費適正化強化事業（以下「事業」という。）の実施に当たり、

- (1) 生活保護受給者に係る診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）及び被保護者マスターの情報並びに保健所健康推進課において実施した生活習慣病予防健康診査（以下「生活習慣病健診データ」という。）の結果を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【健康福祉部生活支援第1課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

- (2) 上記1の個人情報を委託業者へオンライン結合等により提供することの公益上の必要の有無及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部生活支援第1課】

1 審議会の結論

事業の実施に当たり、生活保護受給者に係るレセプト及び被保護者マスターの情報並びに保健所健康推進課において実施した生活習慣病健診データを目的外利用すること及び当該目的外利用に係る本人通知を省略することは適当であり、公益上の必要性がある。

また、当該事業の業務委託に際して、上記の個人情報を委託業者へオンライン結合等により提供することは公益上の必要性があり、かつ個人の権利利益を侵害するおそれはない。

2 実施機関による説明

久留米市では、生活保護法による医療扶助費が平成29年度において約60億円と、平成18年度と比べて約18億円増加しており、医療扶助費の適正化対策が必要とされる状況である。そのため、事業として、生活習慣病の重症化が予想される被保護者に対し、保健師や看護師等といった専門職による指導を行うことにより、重症化を予防し、医療費の削減を目的とする健康管理支援と、頻回、重複等の不適切な受診をしている被保護者に対し、ケースワーカーによる適切な受診に向けた指導の強化を外部委託により実施する。事業を実施するに当たり、指導を行う対象者を抽出するためには、医療機関の受診回数や診療内容が確認できるレセプトの情報と生活習慣病検診データを突合し、分析する必要がある。また、事業の対象者は、現在生活保護を受給している者であるため、過去のレセプト及び生活習慣病健診データの中から、現在生活保護を受給している対象者を抽出するために、被保護者マスターデータが必要となる。これらの個人情報を利用できなければ、事業を実施することができないため、目的外利用することには、公益上の必要性がある。

また、対象者を抽出するために、提供するレセプトの件数は、1か月当たり約12,000件、生活習慣病健診データの目的外利用を行う対象者は、約350人であり、通知を要する対象者の数が相当数あり、事務処理に相当の負担が生じると考えられ、また、通知することにより、対象者に無用の混乱を生じさせる可能性があることから、本人通知を省略する。

なお、事業に用いる個人情報の件数は、前述のとおり、相当な数であり、紙媒体等に出力して委託業者へ提供することは効率的でなく、また、当該情報を迅速かつ正確に処理し、効果的な分析作業を行うために、電子計算機器による処理が予定されていることから、オンライン結合等を行うほかに方法がない。情報の提供に当たっては、地方公共団体と各種行政事務サービスを提供する事業者のみが専用回線で繋がる閉域ネットワークであるLGWAN回線を利用したネットワーク経由でデータの送受信を行う予定であるが、データ送受信に当たり委託業者へのサービス利用登録を完了するまでの間は電磁的記録媒体（磁気ディスク又はUSBメモリ）に記録し、パスワード設定を行い、セキュリティ便によって送付する。重ねて、本業務委託契約の内容において、委託業者の秘密の保持の義務等を明記し、業務の処理上知り得た個人情報について、第三者への漏えい、不当な目的による使用等を禁止しており、久留米市が当該データの提供を行うことにより、個人の権利利益を侵害するおそれはないものとする。

3 審議会の判断

事業を実施するに当たり、指導を行う対象者を抽出するためには、医療機関の受診回数や診療内容が確認できるレセプトの情報と生活習慣病検診データを突合し、分析する必要があるとともに、過去のレセプト及び生活習慣病健診データの中から、現在生活保護を受給している対象者を抽出するためには、被保護者マスターデータが必要となると

いうことから、当該情報を目的外利用することには公益上の必要性があるとする実施機関の説明は妥当である。また、当該目的外利用を行う対象者数が多数あり、本人通知を行うことで、対象者に無用の混乱を生じさせるおそれがあることから、本人通知を省略することには、理由がある。

なお、情報提供に際し、オンライン結合等を行うことは、事業を実施するに当たり電子計算機器上で対象者の抽出を行う必要があることから、公益上の必要性があり、委託業者への情報の提供方法及び委託業者の個人情報の適切な取扱いに係る措置についても十分になされていることがうかがわれるため、個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断する。

以上のことから、冒頭のとおり結論付ける。